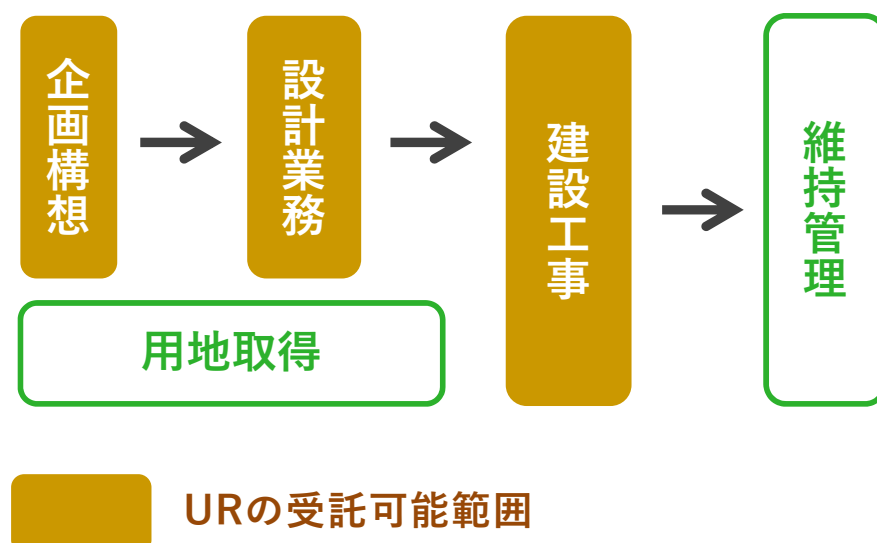


都市公園受託事業のご案内

1. 事業の内容

地方公共団体が事業を実施するに当たって必要な人員や経験が不足している場合などに、URが地方公共団体のからの要請に基づいて協定を締結し、地方公共団体に代わって都市公園の企画・構想から設計、建設等の業務を行うとともに、これらに付帯する行政手続き等を総合的に支援する事業です。

公園事業の流れ



2. 受託事業のメリット

◆URの技術力・組織力による事業の円滑な推進

- ・URの豊富な公園整備実績（全国200か所以上）と、URが有する造園・土木・建築・電気・機械の各技術者のノウハウを活用し、地方公共団体のあらゆる公園整備ニーズに対応します
- ・地方公共団体職員の一時的な増員を避けることが可能です



◆様々な支援プログラムによる、地方公共団体の総合的な支援

- ・都市計画決定や事業認可取得にかかる支援や整備後の会計検査対応等も支援します
- ・公園施設単体の再整備等やイベント対応、災害復旧など様々な内容に柔軟に対応します
- ・公園の管理運営・活用を想定した整備方針の立案や、民間活力を生かした賑わいづくりの検討をお手伝いします

◆公園を含む周辺のまちづくりをコーディネート

- ・URのまちづくりノウハウを活かし、公園整備と併せた周辺の市街地整備改善の検討など、地方公共団体が抱えるまちづくりの課題解決を支援します

都市公園受託事業のご案内

3. 事業要件

【地域要件】

四大都市圏及び人口50万人以上の大都市と、人口10万人以上の都市圏の中心都市が対象
(都市圏の人口は通勤圏人口を採用しており、幅広い地域で事業執行可能です)

【規模要件】

概ね4ha以上の都市公園における、園路・広場や体育館などの公園施設整備
(公園施設単体の整備等も対象とできます)

公園面積4ha以上であれば、いずれも受託可

公園新設

受託範囲

公園拡張

受託範囲

供用済範囲

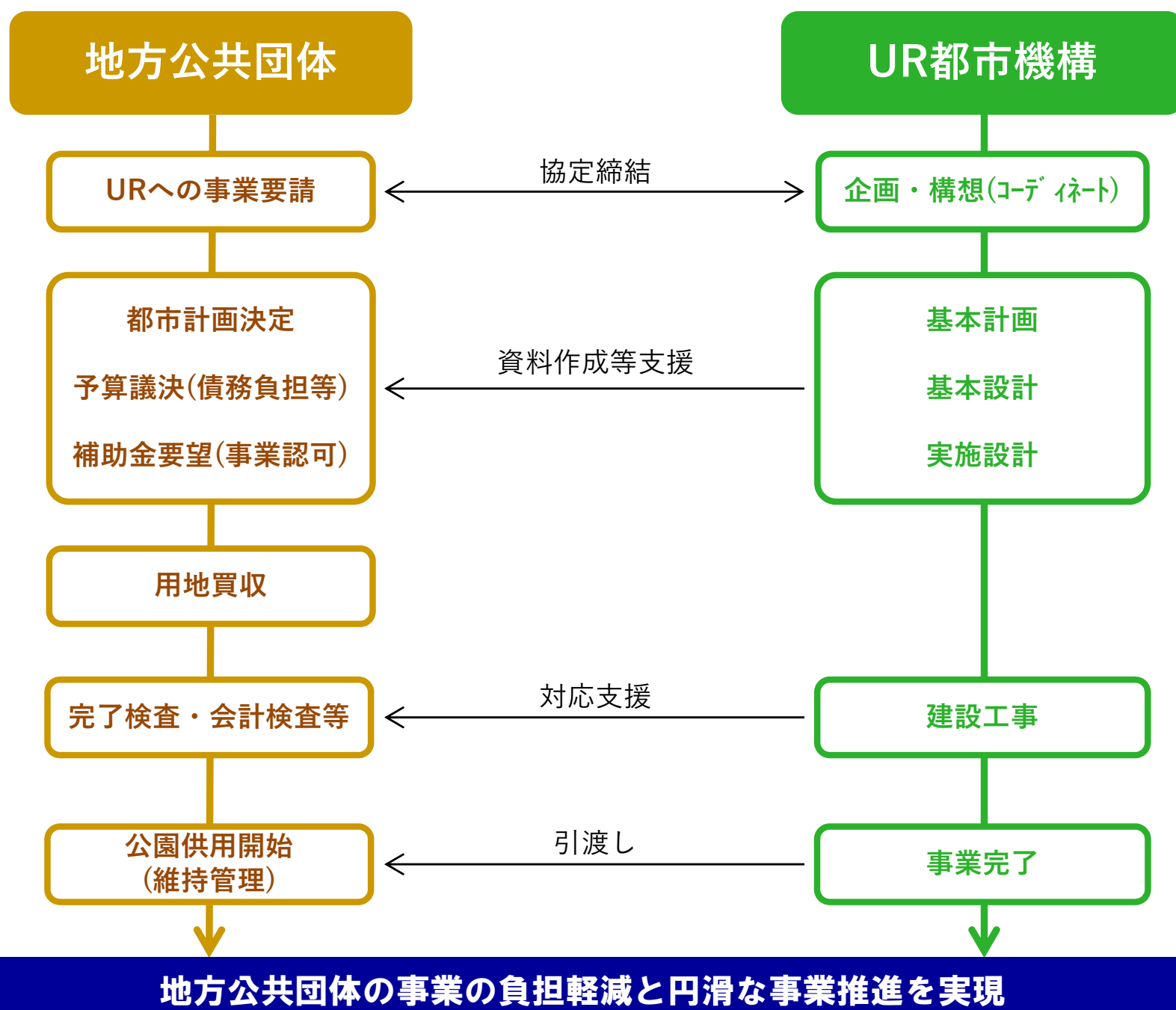
再整備等

← 受託範囲

供用済
範囲

公園規模 (4ha以上)

4. 事業の流れ



- ・ 企画・構想から受託した場合の事業の流れの一例です (部分的な受託も可能です)
- ・ 協定・引渡しは事業段階毎に順次行うなど、柔軟に対応が可能です

都市公園受託事業のご案内

5. 事業の役割分担のイメージ（※1）

URが公園整備に係る業務を実施あるいは支援することにより、地方公共団体が自ら事業を実施した場合と比較し、事務手続きの軽減が可能です。

凡例：○ ⇒ 主体、△ ⇒ 一部実施・支援等

内 容 等	地方公共団体	UR都市機構
事業主体	○	—
事業化検討・決定	○	△
公園整備方針等の提案（※2）	—	○
資金調達（予算要望 等）	○	—
人員確保（※3）	—	○
用地買収	○	—
都市計画決定	○	△
設計・工事に関する法定手続き	○	△
設計・工事等の発注・監督	—	○
完了検査・会計検査の受検	○	△
公園の管理運営	○	—

※1 本表は役割分担の一例であり、協議により変更が可能です

※2 引継後の公園の管理運営・活用（賑わいづくり等）を想定した提案をいたします

※3 人件費等の経費については、公共団体にご負担いただきます